

2008年2月25日

**緊 急**

会員各位

## 「後期高齢者診療料」の撤回を求める抗議文 提出のお願い

東京保険医協会会長 塩安佳樹  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-7  
パシフィックシティ西新宿4F  
問合せ先 事務局 小川  
TEL03-5339-3601 FAX03-5339-3449  
(本紙含め2枚)

拝啓 会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

また日頃から東京保険医協会に、ご支援ご協力いただきありがとうございます。

さて、2月13日に中医協からの答申により2008年4月実施の点数改定内容が判明いたしました。注目されていた「後期高齢者診療料」の告示(予定)内容が示されましたが、患者のフリーアクセスや医療内容を結果的に制限するもので、到底容認できるものではありません。患者・国民、医療従事者に対し周知徹底がなされていないことも重大な問題です。

また診療料600点(1月につき)は、患者に十分な診療を提供できるような報酬ではなく、そのうえ運用上の疑問点も山積し、担当医の研修の具体的な内容も示されていません。

このまま実施されれば、後期高齢者の医療を確保することが外来でも困難になり、患者・医療機関とも混乱は必至です。

このような改定に対して協会は抗議文を提出いたしました。しかし、「後期高齢者診療料」の撤回に向けたご協力を会員の先生方にもお願いする次第です。是非、現場の声を厚労省に届けていただきたいと思います。

つきましては、署名をしていただければ提出できる文案も別紙のように用意いたしました。ご協力いただき、下記の厚労省保険局医療課あてにFAXを送付いただければ幸甚です。よろしくお願いたします。 敬具

**送付先：厚労省保険局医療課 FAX 03-3508-2746**

(このご案内は東京保険医協会の会員の皆様に送りました。お心当たりのない方、今後、送信を希望されない方は、恐れ入りますが TEL03-5339-3601 まで、ご連絡をお願いします。)

2008年2月25日

厚生労働省保険局医療課長殿  
中央社会保険医療協議会会長殿

住所  
医療機関名  
院長名

## 後期高齢者診療料の導入に抗議し撤回を求めます

今次診療報酬改定により、届出医療機関において、慢性疾患の後期高齢者を総合的に管理する後期高齢者診療料が4月から導入されることとなりました。しかし、診療報酬を75歳という年齢で区切ること医学的根拠はありません。また、他科への受診を抑制し、検査や処置など必要な医療の給付を制限する内容は、高齢者の人権を無視するもので、現代の姥捨て山とも言うべきものです。人道的にも医学的にも認めることはできません。さらに、後期高齢者診療料の新設には、以下のような問題点がありますので、この制度の拙速な導入に抗議するとともに、その撤回を求めます。

まず、慢性疾患患者に対し、診療計画を作成したうえで総合的に管理し、患者が他科への受診、保健・福祉サービスを利用するさいにも紹介等の連携を図ることとされています。この結果、後期高齢者担当医（以下「担当医」）の紹介がなければ、他の医療機関を自由に受診できなくなるおそれがありますが、患者・医療従事者にはそれが周知されていません。

現在、多くの後期高齢者が病院を定期受診している中で、本制度が実施されれば、医療現場は大混乱に陥ります。これは、1996年の老人外来総合診療料の施行時に複数の医療機関を受診する老人が後を絶たず、大きな混乱が生じたことから明らかです。このようなしくみ自体が必要なのかも含め、広く国民、医療機関の意向を調査したうえで、再検討すべきと考えます。

第2に、届出医療機関の紹介なしに慢性疾患患者が病院を受診した場合の取り扱いが不明です。もし、担当医の紹介なしに病院を受診することが不可だとすれば、脳梗塞、骨折、急性緑内障発作、突発性難聴など一刻を争う病状の場合や、時間外、深夜などの医療が確保されるのか大いに疑問です。また担当医から紹介を受けた医療機関での診療報酬の取り扱いも不明です。

第3に、後期高齢者の慢性疾患の管理を包括した点数としては、600点はあまりにも低くすぎます。計画された定例の検査も含めて、医学管理、検査、画像診断、処置の費用を捻出するのは、医師の技術料を返上しても困難であり、結果的に必要な医療の提供が不可能となるおそれがあります。

第4に、担当医になる要件とされる研修について、2月後半に至っても具体的な内容は示されていません。更に4月までの差し迫った期間内に、日常診療を返上して研修を受けることは実質上困難であり、4月1日実施には間に合いません。

以上のことから、後期高齢者診療料の導入に抗議するとともにその撤回を重ねて求めます。

(私の意見)